

あなたの やる気 待ってます

土岐市職員を募集します

一般事務職

保育士(幼稚園教諭)

栄養士

陶磁器試験場職員

消防職

1 試験区分、採用予定人員、勤務場所および職務内容

- ◆一般事務職(大学卒業程度)
10人程度(市長部局または教育委員会などの部課およびそれらの出先機関で行政事務に従事)
- ◆保育士(幼稚園教諭)
7人程度(市立保育園または附属幼稚園などに勤務)
- ◆栄養士
1人程度(市長部局または出先機関で専門技術的業務に従事)
- ◆陶磁器試験場職員
1人程度(陶磁器試験場・セラテクノ土岐で専門技術的業務に従事)
- ◆消防職(大学卒業程度または救急救命士)
3人程度(市内消防署などで消防士として勤務)

2 受験資格

- ◆一般事務職(大学卒業程度)
大学卒業程度(大学院など含む)で、昭和55年4月2日以降に生まれた日本国籍を有する方
- ◆保育士(幼稚園教諭)
昭和57年4月2日以降に生まれた方で、保育士および幼稚園教諭両方の資格所有(見込み)者
- ◆栄養士
昭和57年4月2日以降に生まれた方で、資格所有(見込み)者(管理栄養士の免許を取得している方は採点上考慮します)
- ◆陶磁器試験場職員
大学卒業程度(大学院など含む)のデザインまたはこれに相当する学科を専攻した方で、昭和55年4月2日以降に生まれた方
- ◆消防職(大学卒業程度または救急救命士)
大学卒業程度(大学院など含む)で、昭和57年4月2日以降に生まれた男子または昭和57年4月2日以降に生まれた男子で、救急救命士の資格所有(見込み)者
いずれの職も、地方公務員法第16条の各号(成年被後見人など)のいずれかに該当する方は受験できません。

3 試験の日時、場所、方法および合格発表

- ◆一般事務職(大学卒業程度)
第1次試験 = 7月26日(日)午前9時から教養試験・適性検査をセラトピア土岐で実施
第2次試験 = 8月下旬(予定)に面接試験・作文試験・体力試験を文化プラザで実施
- ◆保育士(幼稚園教諭)
第1次試験 = 7月26日(日)午前11時から作文試験・専門試験・適性検査をセラトピア土岐で実施
第2次試験 = 8月下旬(予定)に面接試験・体力試験・実技試験(ピアノ)を文化プラザで実施
- ◆栄養士
第1次試験 = 7月26日(日)午前9時から教養試験・適性検査をセラトピア土岐で実施
第2次試験 = 8月下旬(予定)に面接試験・作文試験・体力試験を文化プラザで実施
- ◆陶磁器試験場職員
第1次試験 = 7月26日(日)午前9時から教養試験・適性検査をセラトピア土岐で実施
第2次試験 = 8月下旬(予定)に面接試験・作文試験・体力試験を文化プラザで実施
- ◆消防職
第1次試験 = 7月26日(日)午前9時から教養試験・適性検査・体力試験をセラトピア土岐で実施
第2次試験 = 8月下旬(予定)に面接試験・作文試験を文化プラザで実施

いずれの職も、第1次試験の合格発表は8月中旬(予定)に受験者全員に通知します。なお、第2次試験終了後、最終合格者を決定の上、10月初旬(予定)に通知し、来年2月上旬(予定)の健康診断で異常がなければ4月1日(予定)で採用を決定します。

4 給料

- ▶大学卒業者 172,200円
 - ▶短大卒業者 152,800円
- 原則として毎年1回定期に昇給します。また、受験資格より上位の学歴や民間などの職歴がある場合は、一定基準により加算されます(この数字は現行の額であり、国などの改正に準じ改正されます)。

5 受験の手続

受験申込書(秘書広報課職員係で交付)に必要な事項を記入の上、6月1日から6月30日(土・日曜日を除く)までに同係へ提出してください。

詳しくは、秘書広報課職員係(内線207)へどうぞ。

看護師 准看護師

1 試験区分、採用予定人員および勤務場所

◆看護師・准看護師

合わせて30人程度（市立総合病院または老人保健施設に勤務）

2 受験資格

昭和39年4月2日以降に生まれた方で、資格所有（見込み）者

地方公務員法第16条の各号（成年被後見人など）のいずれかに該当する方は受験できません。

3 試験の日時、場所、方法および合格発表

7月17日(金)午前8時50分から、市立総合病院で

作文試験および面接試験を実施します。合格者を決定の上、8月上旬（予定）に通知し、来年2月上旬（予定）の健康診断で異常がなければ4月1日（予定）で採用を決定します。

4 給料

▶看護師（大学卒）209,800円

▶看護師（短大3卒）203,900円

▶准看護師（准看護師養成所卒者）159,000円

原則として毎年1回定期に昇給します（この数字は現行の額であり、国などの改正に準じ改正されます）。

5 受験の手続

受験申込書（市立総合病院総務課で交付）に必要な事項を記入の上、6月1日から7月3日（土・日曜日を除く）までに同課へ提出してください。資格所有者の方については、随時、採用試験を行っています。

詳しくは、市立総合病院総務課（☎55 2111・内線2860）へどうぞ。

福祉課介護保険係からのお知らせ

施設利用者の利用者負担額を減額します

介護保険施設に入所している方およびショートステイを利用している方で、次の要件を満たす方は、市福祉課へ申請して「介護保険負担限度額認定証」の交付を受け、サービス事業者に提示することで、居住費および食費の利用者負担額の減額が受けられます。

対象となる方

- 市民税非課税世帯（利用者本人および家族全員が市民税非課税）の方
- 生活保護世帯の方
- 社会福祉法人等利用者負担額を減額します

社会福祉法人等利用者負担額を減額します

社会福祉法人などの利用者負担減免措置実施事業所（市内では、とき陶生苑・市社会福祉協議会）が行う介護保険サービスを利用している方の利用者負担額の4分の1（25%）を減額します（今年度は法律改正に伴う特例により28%を減額します。なお、特例による28%の減額率は平成23

年3月31日までです。食費、居住費は今まで通りです。

対象となる方

要介護・要支援認定を受けた市民税非課税世帯で、次のすべてに該当する方

非課税収入および仕送りなどを含む年間収入が、単身世帯で150万円（世帯員が1人増すことに50万円加算した額）以下であること

有価証券および預貯金などの合計額が、単身世帯で350万円（世帯員が1人増すことに100万円加算した額）以下であること

日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
負担能力のある親族などに扶養されていないこと
介護保険料を滞納していないこと

平成21年4月以降に更新申請をされる方へ

市福祉課では、安定的な介護サービスの利用を確保する観点から、更新申請をされる方で、更新の前後で要介護度が異なる場合、更新前か更新

後のどちらの要介護度を選択するのか、利用者の方の希望を確認しています。更新のご案内の中に、「要介護認定等の方法の見直しに係る経過措置希望調査」が同封されていますので、更新の手続きをされる際は、更新申請書と同時に希望調査の提出をお願いします。なお、この経過措置置き期間は、見直し後の要介護認定などの方法の検証が終了するまでの間となっています。

詳しくは、福祉課介護保険係（内線157・158）へ。

おわびと訂正

本紙5月15日号と同時配布の「介護保険利用の手引き」の7頁の中で、短期間施設に入所して受けるサービスの費用のめやすが誤っていました。

正しくは「1日につき」です。

おわびして訂正します。

（誤）一ヶ月につき （正）一日につき